

2009年5月20日

日本銀行調査統計局

「貸出先別貸出金(四半期調査)」等における業種分類の見直しについて

日本銀行では、銀行等の貸出金の貸出先別内訳を調査した「貸出先別貸出金」や、預金の預金者別内訳を調査した「預金者別預金」など、各種の預金・貸出関連統計を作成・公表しています。

これらの統計の業種分類は、総務省が定める日本標準産業分類を基本としていますが、2007年11月に「日本標準産業分類(平成19年11月改定)」が告示され、2008年4月1日から適用されました。そこで、今般、「貸出先別貸出金」等においても業種分類の見直しを行い、本年6月期計数より、新しい分類で計数を公表することとしましたのでお知らせいたします。

1. 業種分類見直しの影響を受ける統計

今回の見直し(業種分類の項目改廃、業種の構成内容の一部変更)で、以下の統計が影響を受けます(「貸出先別貸出金(四半期調査)¹」への影響が中心)。

統計名	調査頻度	変更時期 (公表予定日)	関連する変更内容	備考
貸出先別貸出金 (業種別、設備資金新規貸出)	四半期	本年6月末計数 (8月11日)	業種分類の項目改廃 業種の構成内容の変更	別紙1-1 " 2
同 (業種別<主要>) (設備資金新規貸出<主要>)	"	本年6月末計数 (8月10日)	業種分類の項目改廃 業種の構成内容の変更 掲載主要業種の拡充	別紙1-1 " 2 " 1-2
同 (企業規模別)	"	"	業種の構成内容の変更	別紙2
貸出先別貸出金	月次	本年6月末計数 (7月31日)	"	"
預金・現金・貸出金	"	"	"	"
預金者別預金 (半期調査)	半期 (3、9月)	本年9月末計数 (11月中旬)	"	"

¹ 四半期調査としては、貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)、同(業種別<主要>)、同(設備資金新規貸出<主要>)、同(企業規模別)がある。

2. 「貸出先別貸出金(四半期調査)」における業種分類の見直し(別紙1-1参照)

主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 「はん用・生産用・業務用機械」の新設

「一般機械」、「精密機械」等を再編（これに伴い両区分ともに廃止）し、「はん用・生産用・業務用機械」を新設します。

(2) 「農業、林業」の新設

「農業」、「林業」を統廃合し、「農業、林業」を新設します。

(3) 「金融業、保険業」の内訳項目の改廃

「金融業、保険業」（現行「金融・保険業」から名称変更）の内訳項目に、「銀行業、協同組織金融業」を新設するほか、「政府関係金融機関」を廃止します。

新設の「銀行業、協同組織金融業」には、銀行（銀行の信託勘定、在日外銀、ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫および同連合会、信用事業を行う農業協同組合および同連合会、信用事業を行う漁業協同組合および同連合会、農林中央金庫、信用協同組合および同連合会、商工組合中央金庫、ならびにこれら金融機関の持株会社（日本郵政株式会社を含む）を分類します。

また、これまで「政府関係金融機関」に分類していた各機関については、一部（ゆうちょ銀行等）を除き、今後は「貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関」（現行「貸金業、投資業等非預金信用機関」から名称変更）に分類します。

(4) 「不動産業」の内訳項目の追加

内訳項目として、「不動産流動化等を目的とするSPC」、「個人による貸家業」を新設します。いずれも、これまで大分類「不動産業」に含まれていたものを内訳項目として括り出して把握するものです。

(5) 「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」の新設等

従来「その他のサービス」に含まれていた一部業種を再編して、大分類として「学術研究、専門・技術サービス業」および「生活関連サービス業、娯楽業」を新設します。また、「その他のサービス」の内訳業種であった「物品賃貸業」（現行「物品賃貸」から名称変更）も、大分類の単独業種として独立します。

さらに、大分類の「各種サービス」が廃止され、「各種サービス」を構成していた中分類の内訳業種が、大分類の単独業種として独立します。具体的

には「宿泊業」、「飲食業」（現行「飲食店」から名称変更）、「教育、学習支援業」、「医療・福祉」、「その他のサービス」が大分類となります。

なお、上記の変更点のほかにも、これまで「情報通信業」の一部であった「信書送達業」が「運輸業」に統合されて「運輸業、郵便業」に変更となるなど、日本標準産業分類の改定²を反映して、業種の構成内容に一部変更があります（別紙2参照）。

3. その他

今回の見直し後の本統計調査の詳細については、「金融統計調査表の記入要領」（2009年5月）をご参照下さい。

以 上

本件に関する照会先

日本銀行 調査統計局 金融統計担当： 03-3279-1111（内線 3951）

² 詳細については、「日本標準産業分類（平成19年11月改定）」（総務省統計局ホームページより入手可能＜<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm>>）をご参照下さい。

「貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)³」における項目改廃

改廃項目は、下表（シャドーの部分）のとおりです（*は名称変更）。備考欄は、見直し前後の該当項目の大まかな対応関係（イメージ）⁴を示しています。

見直し前	備考	見直し後	備考
製 造 業		製 造 業	
食 料		食 料	
織 維		織 維	
木 材 ・ 木 製 品		木 材 ・ 木 製 品	
パ ル プ ・ 紙		パ ル プ ・ 紙	
印 刷		印 刷	
化 学		化 学	
石 油 ・ 石 炭		石 油 ・ 石 炭	
窯 業 ・ 土 石		窯 業 ・ 土 石	
鉄 鋼		鉄 鋼	
非 鉄 金 属		非 鉄 金 属	
金 属 製 品		金 属 製 品	
一 般 機 械	①一般機械	はん用・生産用・業務用機械	①+③+④
電 気 機 械		電 気 機 械	
輸 送 用 機 械		輸 送 用 機 械	
精 密 機 械	②うち眼鏡、時計等、③その他	そ の 他 の 製 造 業	②
そ の 他 の 製 造 業	④うち武器	農 業、林 業	⑤+⑥
農 業	⑤農業	漁 業	
林 業	⑥林業	* 鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	
漁 業		建 設 業	
鉱 業		電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	
建 設 業		情 報 通 信 業	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		通 信 業	
情 報 通 信 業		* 運 輸 業、郵 便 業	⑦
通 信 業	⑦うち信書送達業	卸 売 業	
運 輸 業		小 売 業	
卸 売 業		* 金 融 業、保 険 業	
小 売 業		銀 行 業、協 同 組 織 金 融 業	⑧+⑨+⑩
金 融 ・ 保 険 業	⑧うち預金取扱金融機関、 ⑨うち上記持株会社（日本郵政株式会社含む）	* 金 融 商 品 取 引 業、商 品 先 物 取 引 業	
証 券		* 保 険 業	
保 険		* 貸 金 業、ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 等 非 預 金 信 用 機 関	⑪
政 府 関 係 金 融 機 関	⑩うちゆうちょ銀行、⑪うち 政府関係金融機関の大半	不 動 産 業	
貸 金 業、投 資 業 等 非 預 金 信 用 機 関		不 動 産 流 動 化 等 を 目 的 と す る S P C	⑫
不 動 産 業	⑫うちSPC、⑬うち個人に よる貸家業	個 人 に よ る 貸 家 業	⑬
不 動 産 関 連 地 方 公 社 等		不 動 産 関 連 地 方 公 社 等	
各 種 サ ー ビ ス		* 物 品 賃 貸 業	
飲 食 店		学 術 研 究、専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	⑭+⑯
宿 泊 業		宿 泊 業	
医 療 ・ 福 祉		* 飲 食 業	
医 療 ・ 保 健 衛 生		生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	⑮
教 育、学 習 支 援 業		教 育、学 習 支 援 業	
そ の 他 の サ ー ビ ス	⑭うち専門サービス業、⑮ うち生活関連サービス業	医 療 ・ 福 祉	
物 品 賃 貸		医 療 ・ 保 健 衛 生	
各 種 団 体	⑯うち学術・開発研究機関	そ の 他 の サ ー ビ ス	
地 方 公 共 団 体		各 種 団 体	
都 道 府 県 ・ 市 町 村		地 方 公 共 団 体	
個 人（住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等）		都 道 府 県 ・ 市 町 村	
住 宅 ・ 消 費（割 賦 返 済 分）		個 人（住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等）	
カ ー ド ロ ー ン 等		住 宅 ・ 消 費（割 賦 返 済 分）	
海 外 円 借 款、国 内 店 名 義 現 地 貸		カ ー ド ロ ー ン 等	
合 計		海 外 円 借 款、国 内 店 名 義 現 地 貸	
		合 計	

³ この統計は、四半期毎に実施している業種別の貸出金統計調査の全項目を掲載しています。なお、別紙1-2の貸出先別貸出金（業種別＜主要＞）、同（設備資金新規貸出＜主要＞）も、この統計と同一の調査に基づいて作成されています。

⁴ 細目レベルの構成内容の変更もあるため、厳密な対応関係ではありません。

時系列統計データ検索サイトへの掲載データの拡充
(「貸出先別貸出金(業種別<主要>)」、「同(設備資金新規貸出<主要>)」)

ホームページの時系列統計データ検索サイトで提供している「貸出先別貸出金(業種別<主要>)」、「同(設備資金新規貸出<主要>)」のデータ⁵の系列を拡充します。

改廃項目は、下表(シャドーの部分)のとおりです(*は名称変更)。今回の見直しで更新停止する項目は、2009年3月期までの計数を引き続き掲載します。

見直し前	備考	見直し後	備考
総貸出		総貸出	
製造業		製造業	
うち食料		うち食料	
うち繊維		うち繊維	
うち化学		うち化学	
うち鉄鋼		うち鉄鋼	
うち一般機械		うち一般機械	09/03月更新停止
うち電気機械		うちはん用・生産用・業務用機械	追加
うち輸送用機械		うち電気機械	
うち輸送用機械		うち輸送用機械	
非製造業		非製造業	
うち建設業		うち建設業	
うち電気・ガス・熱供給・水道業		うち電気・ガス・熱供給・水道業	
うち運輸・通信業	02/12月更新停止	うち運輸・通信業	02/12月更新停止
うち情報通信業		うち情報通信業	
うち通信業		うち通信業	
うち運輸業		うち運輸業、郵便業(*)	
うち卸・小売業、飲食店	02/12月更新停止	うち卸・小売業、飲食店	02/12月更新停止
うち卸売業		うち卸売業	
うち小売業		うち小売業	
うち金融・保険業		うち金融業・保険業(*)	
うち証券		うち銀行業、協同組織金融業	追加
うち保険		うち金融商品取引業、商品先物取引業(*)	
うち貸金業、投資業等非預金信用機関		うち保険業(*)	
うち不動産業		うち貸金業、クレジット*業等非預金信用機関(*)	
うちサービス業	02/12月更新停止	うち不動産業	
うち各種サービス		うち不動産流動化等を目的とするSPC	追加
うち飲食店		うち個人による貸家業	追加
うち宿泊業		うちサービス業	02/12月更新停止
うち医療・福祉		うち各種サービス	09/03月更新停止
うち物品賃貸		うち飲食業(*)	
地方公共団体		うち宿泊業	
個人		うち医療・福祉	
海外円借款、国内店名義現地貸		うち物品賃貸業(*)	
		地方公共団体	
		個人	
		海外円借款、国内店名義現地貸	

⁵ 時系列統計データ検索サイトの以下のメニューからご覧頂けます。

「預金貸出関連統計>預金・貸出残高>貸出先別貸出金」

業種の構成内容の変更による影響

日本標準産業分類の改定を反映して、改廃項目の対象となった業種（別紙1）以外にも、業種の構成内容（細目のレベルの分類を含む）の一部に変更が生じます。主な変更点は、以下のとおりです。

(1) 業種の構成内容の変化

(貸出関連統計)

業 種	構成内容の変化
木 材 ・ 木 製 品	繊維板、金属製家具が追加。
パ ル プ ・ 紙	繊維板が対象外。
そ の 他 の 製 造 業	眼鏡、時計等が追加。 武器、金属製家具等が対象外。
情 報 通 信 業	広告制作業が追加。 信書送達業が対象外。
通 信 業	信書送達業が対象外。
運 輸 業、 郵 便 業 *	信書送達業(現・郵便業<信書便事業を含む>)が追加。
卸 売 業	ファブレスメーカー(卸売りを主にするもの)が追加。
小 売 業	飲食料点小売業のうち、持ち帰り・配達飲食サービス業に該当するものが対象外。
金 融 業、 保 険 業 *	信託会社(運用・管理する資産が主として知的財産権等)が追加。
金融商品取引業、商品先物取引業 *	投資運用業(中小企業投資育成会社、ベンチャーキャピタル、投資事業組合等)が追加。
貸金業、クレジットカード業等 非預金信用機関 *	政府関係金融機関(ゆうちょ銀行など一部を除く)を追加。 投資運用業(中小企業投資育成会社、ベンチャーキャピタル、投資事業組合等)が対象外。
飲 食 業 *	飲食料点小売業のうち、持ち帰り・配達飲食サービス業に該当するものが追加。
教 育、 学 習 支 援 業	フィットネスクラブ等が対象外。
そ の 他 の サ ー ビ ス	広告制作業、ファブレスメーカー(卸売りを主にするもの)、 信託会社(運用・管理する資産が主として知的財産権等)、 学術・開発研究機関(自然科学研究所、人文・社会科学研究所)、 専門サービス業、生活関連サービス業が対象外。
各 種 団 体	学術・開発研究機関(自然科学研究所、人文・社会科学研究所)が対象外。

* 名称変更前は「運輸業」、「金融・保険業」、「証券」、「貸金業、投資業等非預金信用機関」、「飲食店」。

(預金関連統計)

業 種	構成内容の変化
貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (政府関係金融機関を除く) *	投資運用業(中小企業投資育成会社、ベンチャーキャピタル、投資事業組合等)が対象外。
医療、福祉、教育、各種団体等	フィットネスクラブ、学術・開発研究機関(自然科学研究所、 人文・社会科学研究所)が対象外。
福祉、教育、各種団体等	同 上

* 政府関係金融機関からの預金は引き続き「金融機関預金」として分類されるため、「金融機関預金」の定義については変更ありません。

(注) 上記2表の記載以外にも、一部の独立行政法人の業種分類の変更等があります。

(2) 企業規模別の区分

今回、企業規模別区分（大企業、中堅企業、中小企業）の基準については、実質的に変更はありません（下表参照）。

—— 但し、前述（1）の業種の構成内容の変化に伴い、限界的な影響は受けます。例えば、資本金1億円、常用従業員200人の広告制作会社は、下表の基準に従い、見直し前（「その他のサービス」に分類）は中堅企業ですが、見直し後（「情報通信業」に分類）は中小企業に分類されることとなります。

（企業規模別区分の基準）

業種分類	中小企業	中堅企業	大企業
一般の業種 （下記以外）	資本金3億円以下 または常用従業員 300人以下	資本金3億円超10億 円未満、かつ、常用従 業員300人超	資本金10億円以上、 かつ、常用従業員300 人超
「卸売業」	資本金1億円以下 または常用従業員 100人以下	資本金1億円超10億 円未満、かつ、常用従 業員100人超	資本金10億円以上、 かつ、常用従業員100 人超
「小売業」、「飲食業」	資本金50百万円以下 または常用従業員50 人以下	資本金50百万円超10 億円未満、かつ、常用 従業員50人超	資本金10億円以上、 かつ、常用従業員50 人超
<見直し前> 「各種サービス（除く飲食業）」 ↓ <見直し後>* 「物品賃貸業」、「学術研究、専 門・技術サービス業」、「宿泊業」、 「生活関連サービス業、娯楽業」、 「教育、学習支援業」、「医療、 福祉」、「その他のサービス」	資本金50百万円以下 または常用従業員 100人以下	資本金50百万円超10 億円未満、かつ、常用 従業員100人超	資本金10億円以上、 かつ、常用従業員100 人超

*対象範囲は、実質的に「各種サービス（除く飲食業）」を構成していた業種と同じ。